

2. 精神障害者の保健医療福祉施策の充実

【背景】

- ・国は、平成30年3月に「措置入院の運用に関するガイドライン」と「地方公共団体による精神障害者の退院支援に関するガイドライン」を発出し、警察官通報を契機とした措置入院に関する標準的な手続きを整理するとともに、措置入院者等の地域生活への移行支援の取り組みを進めている。
- ・神戸市では、平成30年度に、「神戸市精神保健福祉施策懇話会」を開催し、精神障害者が地域での生活に移行することを促進するための様々な提言をいただいた。その中で、急性増悪時に適切な入院加療を受けられるよう、精神科入院医療費の本人負担額を軽減するしくみを検討するよう提言を受けた。

【事業概要】（令和元年度予算額 146,979千円）

- (1) 精神障害者の急性期入院医療費助成制度の創設（15,000千円）
精神疾患を有する人が、急性増悪時等に早期の入院加療を受けられるよう、本人及び家族の支援を行う。具体的には、自立支援医療（精神通院）受給者が、主治医の紹介により、精神科病院に短期入院（1ヶ月程度）した際の医療費の自己負担分を助成する。
- (2) 精神科救急医療体制の強化（68,865千円）
休日・夜間に、措置入院を含めた緊急の精神科治療を提供するため、県市で協調して実施している精神科救急医療対応において、措置診察の実施体制の強化を図る。
- (3) 精神障害者の退院後継続支援（55,064千円）
措置入院者等に各保健センターの継続支援チームが、入院中から退院後の生活支援を実施し、地域生活の移行を促進する。
- (4) 精神障害者の相談支援機能の充実（8,050千円）
令和元年9月の福祉情報システム改修に伴い、各区の保健センターをはじめとする相談支援機能の充実を図る。

【事業効果】

- (1) 措置入院以外の入院医療費の負担軽減により、急性増悪時等に早期治療を促すとともに、病院と地域の診療所（主治医）の連携をさらに強化し、地域生活への移行を促進する
- (2) 措置診察の実施体制を強化することにより、休日・夜間における適切な救急医療の提供を推進する。
- (3) 措置入院者等について、入院中から病院及び地域の関係機関が連携し、退院後の支援計画を作成することによって、退院後に地域での生活に移行する際に、医療・福祉・介護・就労支援などの包括的な支援を継続的かつ確実に行う。
- (4) 福祉情報システムの改修に伴い、相談支援に必要な情報をタイムリーに把握することが可能となり、市民サービスの向上を図る。

【スケジュール】

精神障害者急性期入院医療費助成制度について、令和元年度上半期は、助成制度の詳細を精神科医師によるワーキングで確定させるとともに、関係機関との調整を行い、下半期から助成事業を実施する。